

平成18年3月1日  
於・日本郵政公社本社  
2階共用会議室 GH

水産政策審議会 企画部会  
第1回漁業経営・資源管理小委員会

## 1. 開 会

山下委員長 それでは、皆様おそろいでございますので、ただいまから水産政策審議会企画部会の第1回漁業経営・資源管理小委員会を開催いたします。

私は先日の企画部会においてこの委員会の委員長を仰せつかりました山下でございます。若輩者でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

この委員会につきましては本日初めての会合ということでもございますので、事務局の方から委員及び特別委員の方々の紹介をお願いいたします。

坂井企画課長 失礼いたします。企画課長でございます。

それでは、早速御紹介をさせていただきたいと思っております。

こちらの方から紹介をさせていただきます。

婁特別委員でいらっしゃいます。

婁特別委員 婁です。よろしく申し上げます。

坂井企画課長 吉岡特別委員でいらっしゃいます。

吉岡特別委員 吉岡でございます。よろしく申し上げます。

坂井企画課長 平野特別委員でいらっしゃいます。

平野特別委員 平野です。よろしく申し上げます。

坂井企画課長 田谷特別委員でいらっしゃいます。

田谷特別委員 田谷です。よろしくお願いいたします。

坂井企画課長 玉田特別委員でいらっしゃいます。

玉田特別委員 玉田です。よろしく申し上げます。

坂井企画課長 入江特別委員でいらっしゃいます。

入江特別委員 入江です。よろしく申し上げます。

坂井企画課長 山口委員でいらっしゃいます。

山口委員 山口でございます。よろしく申し上げます。

坂井企画課長 宮原委員でいらっしゃいます。

宮原委員 宮原です。よろしくお願いいたします。

坂井企画課長 福島委員でいらっしゃいます。

福島委員 福島です。よろしく申し上げます。

坂井企画課長 野村委員でいらっしゃいます。

野村委員 野村です。よろしく申し上げます。

坂井企画課長 最後に、小野委員でいらっしゃいます。

小野委員 小野でございます。よろしくお願ひいたします。

坂井企画課長 本日、座席表を配付させていただいております。水産庁長官、あいにく国会予算委員会に政府参考人として呼ばれておりますので、欠席をさせていただきます。以上でございます。

山下委員長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局から御紹介いただきましたとおり、本日、12名の委員の皆様にご出席をいただいております。

この委員会は公開されておりました、傍聴者の方もお見えになっております。また、議事録につきましてもすべて公開ということになっております。また、本日の会議ですけれども、14時から16時ごろまでを予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、改めまして本委員会の位置付けにつきまして、簡単に説明をしたいと思います。

1月の25日でございますが、第8回の水産政策審議会が開催されました。ここで農林水産大臣から水産基本計画の変更について諮問をいただきました。これを受けまして、先月の23日でございますが、水産基本計画の見直しについて、水産政策審議会企画部会における審議、これがスタートをいたしました。その際ですが、企画部会にこの委員会、つまり漁業経営・資源管理小委員会というものともう一つ、加工流通消費小委員会、これが設置されるということになりました。この委員会におきましては漁船漁業、養殖業対策、資源管理などに関する施策の方向性について審議をするということになっております。

## 2. 資料説明

山下委員長 それでは、今後の審議の進め方でございますが、事務局の方より説明をお願いいたします。

坂井企画課長 それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

当面の検討スケジュールをここに記載させていただいております。資源管理、本日に続きまして、養殖、漁船漁業、このような予定で御議論をちょうだいできればというふうに考えております。また、第5回に現場の声をより聞くということで、先日も企画部会で御意見をいただきましたので、有識者ヒアリングを開催させていただいてはどうかというふうに考えております。第6回に論点整理を予定しております。

資料2についております参考資料を若干ごらんいただきまして、参考資料の最初に企画部会の下に2つの小委員会があるという図がありますが、その裏側に全体的なスケジュールを記しておりますので、若干説明をさせていただきたいと思います。

先ほどのような日程で小委員会で論点整理をしていただきまして、企画部会で7月に中間論点整理をしていただき、また、水産政策審議会にその報告をしていただいた上でこの論点整理という形でまとめさせていただきたいというふうに考えております。その後、9月以降は企画部会におきまして基本計画本体についての検討を進め、来年3月に水産政策審議会での答申を目指す、かようなスケジュールになっているところでございます。

また、資料につきまして1点お話をさせていただきます。本日も説明資料を配付させていただいておりますが、この資料につきましてももちろんお持ち帰りになっていただい

も結構ですし、またこの場に残していただければ、次回、ファイルにしまして先生方、委員の皆様方のお手元にお渡しするようになりたいと思います。いずれにしても1回からの資料をまとめたファイルを用意させていただきたいと思いますので、もしお荷物になるということであれば席の方に残しておいていただければ、そのような取り扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

山下委員長 どうもありがとうございます。

ただいま今後の審議の進め方について事務局の方から説明がございましたけれども、このようなことでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下委員長 ありがとうございます。

特に異論がないようでございますので、このようにさせていただきます。

この委員会では委員の間で積極的な御議論をしていただくということを中心に進めたいというふうに考えております。いろいろな目的がございますが、いろいろと意見を言っていただくことで透明性を確保していきたいということもございます。また、基本計画の審議のために多方面からの意見を出していただくということも必要でございます。

そこで、いろいろなお立場がある方もおられるかと思えますけれども、それはそれといたしまして、大所高所からの意見というのもぜひお出しいただきたい。それから、基本的な質問というのもあるかと思えますけれども、そういったこともどんどんと質問で出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、御質問などありましたらこの場で出していただくのはもちろんでございますけれども、例えばこの場以外でも水産庁の方にも質問があったりしたら、あるいはもらいたい資料があるというようなことであれば、適宜言ってくださいというふうに言われております。水産庁のどこですかと聞きましたら、企画課の方だということで、こちらの方に控えております広山さんを始め金田さんとか、そのあたりの事務局の出欠などの連絡をしていただいている窓口のところということでよろしいかと思えます。

続きまして、今日の議題でございます資源管理について、事務局から資料をもとに説明をいただきたいと思えます。そしてその後、皆様方に御議論いただきたいと思えます。説明としましては、管理課長さんと国際課長さん、2つ話を続けて説明をしていただく予定でございますので、その後で議論をしていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

武田管理課長 管理課長の武田でございます。

まず、私の方から我が国周辺水域の資源管理につきまして、資料4を用いまして説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、「資源管理の必要性」ということが書いてございます。水産資源は言うまでもありませんが、再生産が可能な資源だということで、適切に管理すれば、将来にわたって持続的に利用が可能な資源だという大きな特徴がございます。我が国の周辺水域は世界の三大漁場の1つに数えられる好漁場でございますけれども、この恵まれた水産資源を有効かつ持続的に利用していくことは国民に対する水産物の安定供給、さらには我が国水産業の健全な発展の基盤となるということでございます。

ところが、この我が国の周辺水域の水産資源ですけれども、近年、かなり落ち込んだ状況にあるということでございます。右側の方に、真ん中に「我が国周辺水域の水産資源の現状」ということで表にまとめてございますけれども、水産総合研究センターが主要魚種について毎年調査を行い、評価・分析を行っているものでございます。平成17年で見ますと、調査を行っている魚種・系群の半数以上で低位ということになっておりまして、ここで「低位」というのは、過去20年程度の資源動向から見まして、資源水準を大きく高、中、低と3つのレベルに分けた場合に、現在、低レベルにあるということでございます。このように資源状況は資源管理のための取り組みを一層強化しなければいけない、そういう状況にあるというふうに考えております。

なお、一番下に書いてございますように、我が国は平成8年に国連海洋法条約を批准しましたけれども、同条約によれば、海洋生物資源の適切な保存・管理というものは沿岸国に課せられた責務だということでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページに我が国の現在の資源管理措置を簡単に整理してございます。

我が国では従来から漁業法などを中心に漁船の大きさや隻数、あるいは操業期間や操業水域の制限といったことを行ってまいりましたけれども、これらはどちらかと言うと操業調整に重点が置かれたものになっていた。資源管理の観点からすると必ずしも十分とは言えなかった。例えばですけれども、今日、福島委員が来ていらっしゃるんですけども、まき網漁業ですと資源変動が激しいアジ、サバ、イワシなどを漁獲しておりますけれども、このような多種類の魚種を対象とする漁業種類の場合には許可隻数の増減とか、漁場制限によって特定の魚種に着目した資源管理を行うことは難しい、例えばそういうことでございます。

我が国は、2にございますように国連海洋法条約を批准し、資源管理法を制定しまして、翌9年から主要魚種についてTAC制度を導入しております。TAC制度は右側の囲みにございますように、現在、主要7魚種につきまして行っておりますけれども、これは漁業法等による規制が漁獲努力量を管理する入口規制であるのに対して出口規制を行うというもので、この両者が相まって、より適切な資源管理を行うことができるようになったということでございますが、しかしそのTAC制度についても万能ではなくて、悪化した資源の回復のためにTAC数量を大幅に削減しなければならない、そういう場合には漁業経営が維持できなくなるというような大きな問題も生じます。また、そういう場合に水揚げ量の虚偽報告、あるいは違反操業の多発につながるのではないかと、それを取り締まるのには多くの行政コストがかかるということで、一定の限界があることも指摘されてまいりました。

このような問題を踏まえて、水産基本法の制定を機に平成14年から緊急に資源の回復が必要なすべての魚種を対象としまして漁獲努力量の削減を円滑に進めるための経営安定対策をセットにした形で資源回復計画を推進しているところでございます。

また、その一番下ですけれども、あわせて漁獲努力可能量(TAE)制度ということで、魚種ごとに操業隻日数ということで漁獲努力量の総量を管理する、こういう制度も創設しまして、資源回復計画による努力量削減の実効性を担保するというところでございます。

1枚めくっていただきまして、資源回復計画について少し整理してございますけれども、

右側に図がございますが、広域漁業調整委員会、あるいは海区漁業調整委員会というところで資源回復計画の必要性、あるいは内容等について現場の意見を十分に反映した形で合意形成を図って、国ないし都道府県が計画を作成する。それに基づいて関係者全員が具体的措置を実施するというところで、大きく3つの柱がございます。図の真ん中から下ほどですけれども、漁獲努力量の削減、減船とか休漁とかいったものでございます。それからさらには資源の積極的培養、種苗放流とか仔稚魚の保護、そして漁場環境の保全ということで、藻場造成とか海底清掃、こういったことを総合的に進めるというところに資源回復計画の特徴がございます。そして漁獲努力量の削減につきましては、実効性を担保するためにTAE制度等による規制措置を実施するのと、あわせて経営への影響緩和措置、これをセットで実施しているということでございます。

1枚めくっていただきまして、4ページに「取組状況」が書いてございます。「計画数の推移」ということで、左の下に図がございます。平成14年から始めまして、まず魚種別に資源回復計画というものは進めてきているわけですけれども、平成16年度末までに資源回復が必要な76魚種、計画数で言うと51計画、これについて取り組むことをすでに決定済みでございます。その中で、これは「34魚種（19計画）」と書いてあるのですが、実はおととい岩手県のヒラメ資源回復計画が作成・公表されましたので、すみません、ちょっと資料は間に合わなかったのですが、「35魚種（20計画）」に訂正をしておいていただきたいのですが、「35魚種（20計画）」について現在、実施しているところでございます。現在作成中の計画をできるだけ早く実施段階に移す、また実施中のものの取り組み内容を強化していくということが重要な状況になっているということでございます。

その下の枠の中ですが、「包括的資源回復計画」ということで、定置網漁業といった魚種別の計画では取り組みが難しいものにつきまして、漁業種類に着目した計画の作成にも今、着手しているところでございます。

1枚めくっていただきまして、「資源回復計画の取組事例」として2つ載せております。まずサワラ瀬戸内海系群でございますが、平成14年の4月に資源回復計画の第1号として作成されたものでございまして、関係11府県が現在、取り組みを行っているというものでございます。計画の中身としては、漁獲努力量の削減としては網目拡大とか、サワラは春漁と秋漁があるのですけれども、いずれか休漁するといった漁獲努力量の削減措置、それから栽培漁業センター、県、漁協の3者が協力して種苗放流を実施している。あるいは藻場、干潟の造成といった取り組みを進めてきております。

右側に香川県の漁獲量の例があって、平成10年が底になって次第に回復している図がございますけれども、瀬戸内海全体で見ますと、昭和61年に過去最高の約6,000トンというのを記録したのですけれども、その後、大きく減少して一時、平成10年には200トンを切ったということでございますが、こういった資源回復計画の取り組みによりまして資源は次第に回復してきているということでございますが、資源水準で言いますと依然として低位水準にある。一昨年はこれまで順調に来ていたのですけれども、加入量が減少するというようなことで、まだまだ不安定な状態にあるということでございます。

今後の課題として、サワラの資源回復計画の目標年度が18年度末までになっています。実は本日、神戸の方で瀬戸内海広域漁業調整委員会を開いているところでございますけれども、現在の管理方策を継続することで、資源量を2割増加するという目標についてはほ

ば達成できる見込みというふうに聞いておりますけれども、19年度以降の取り組みをどうするかというのが今後の検討課題になってくるといふふうに考えております。

またその際、例えばそこに「秋漁の自粛」と書いてありますけれども、備讃瀬戸では現在、秋漁を自粛してゼロ歳魚をできるだけ捕らないようにしておりますけれども、こういった取り組みは資源の保護・増加につながるだけではなくて、大きく育った魚を捕ることで水揚げ金額の増加にもつながるといふことでございまして、海域ごとに様々な事情があって難しい問題もあるといふふうに承知しておりますけれども、他海域についても可能な範囲で広げていく、そういったことや、あるいは岡山県ではサワラの食文化を観光に生かすような地域の取り組みが行われておりますけれども、このような取り組みを通じて需要を拡大して、捕った魚をできるだけ高く売る、そういった努力を進めていくといったようなことも今後の課題ではないかといふふうに考えられます。

その下、ズワイガニの日本海系群の資源回復計画の例がございまして、ズワイガニは日本海の西部海域の重要な資源でございまして、アカガレイと漁場が重複しているということで、資源回復計画としては「日本海西部アカガレイ・ズワイガニ資源回復計画」ということで、平成14年からこれも取り組んでいるところでございまして、保護礁の設置、保護区の拡大、減船を含む漁獲努力量の削減などを実施してきております。また、日韓資源協定のもとで韓国の底刺網ですが、これを我が国のEEZから撤退させた、そういうことも相まって、資源はその図にございまして回復傾向を示しているところでございます。

今後の課題としては、TAC協定、ズワイガニはTACの対象魚種ですけれども、TAC協定を活用して安定的な漁業経営の確保を図ることが課題ではないかといふふうに考えてございまして、例えばそういった協定を活用して価格の安いミズガニ、ミズガニというのはそこに書いてございまして殻が薄くて中の肉が水っぽいのでミズガニと言われるらしいのですけれども、ミズガニの漁獲を抑制してしばらく捕り控えてカタガニ、マツバガニとして漁獲することで魚価の向上を図っていく、そういったことが今後の課題として考えられているところでございます。

1枚めくっていただきまして、「今後の課題と施策の展開方向」ということでございまして。大きく3つ書いてございまして、まず1つには今、サワラとズワイガニの関連で若干御説明しましたけれども、資源の合理的利用を推進していくということが1つの大きな方向ではないかといふふうに考えております。資源回復計画において量的な資源の回復はもちろんですけれども、資源の合理的利用の観点からそこに書いてございまして選択的な漁獲、あるいは鮮度向上とか、そういったことで漁獲物の高付加価値化を図っていく。それから、協定制度を活用して漁獲が一時期に集中しないようにする。水揚げ時期を調整して需要に即したサイズでの漁獲を行う、例えばですけれども、そういったような取り組みを資源回復計画の中で一体的に推進していくことによって魚価の維持・向上が図られ、漁業経営の改善につながっていくのではないかといふふうに考えられます。その際に、経営対策、いろいろな経営対策がありますけれども、この資源回復計画とリンクさせる方向で使っていくということも1つの検討課題ではないかといふふうに考えております。

右側に「価格差の例」ということで枠で囲っております。先ほどズワイガニで、カタガ

ニとミズガニではこんなにキロ当たりの単価が違うということで紹介させていただきましたが、アジ、サバにつきましても用途によって、サイズによって生鮮用、餌料量とに分かれるわけですが、アジで14倍ぐらい、サバで約7倍というぐらいの、こんなに大きな開きがあるという例でございます。

また、右の下に「選択的漁具（沖合底曳き網）の例」として載せてございますけれども、現在、水研センターで実証試験を行っているものでございますが、こういった改良型の漁具を導入することによって付加価値を上げていくというようなことが考えられます。

それから施策の展開方向の2番目として「ポスト資源回復計画」と書きましたが、資源水準が一定の回復目標に達した場合に、その後の取り組みはどうするのかという問題でございます。関係漁業者が共通認識のもとに漁獲努力量の削減、自主的な取り組みも含めて進めているというのが資源回復計画の特徴でございますけれども、そういった関係漁業者の共通認識のもとに資源水準の維持・安定、さらには合理的利用を進めていくための計画制度というのは資源が回復した後も必要ではないか、かつ有効ではないかというふうに考えております。

その際に検討の視点としては、先ほどのTAC協定等の例もありますけれども、漁業者の自主的な取り組みを一層推進するといったことや、資源水準の悪化が懸念される場合には速やかに必要な措置をとるとか、そういった機動的な対応ができるような枠組みとして維持していくことが重要ではないかということで、そういう方向での検討を考えていく必要があるのではないかとございます。

最後に、3番目として「資源水準に即した漁船漁業の構造改革の推進」ということで掲げてありますけれども、少ない水揚げでも収益が上がるような構造にするということでございまして、また、まき網の例で恐縮ですが、ミニ船団化なり運搬船の共業化とか、そういった取り組みなど構造改革の観点からもさまざまな取り組みが行われる必要があるのではないかと考えております。

以上、簡単でございますが、私からの説明とさせていただきます。

佐南谷国際課長 国際課長でございます。

引き続きまして、資料の5番目「国際的な資源管理」に基づき、国際的な資源管理の状況につきまして簡単に御説明申し上げます。

まず1ページ目をお開きください。我が国の水産外交を巡る基本的なフレームワークにつきましてここで簡単に整理してございますが、皆様御承知のとおり、94年に発効いたしました国連海洋法条約、これに我が国は96年に加盟いたしまして、名実ともに200海里体制というものが世界の海洋に定着したわけでございます。この海洋法条約で定められております資源管理の基本的な発想は、「科学的な観点に立った水産資源の持続的利用」でございます。これに即しまして私どもも国際的な資源管理を推進しているということでございます。

これをもう少しブレイクダウンいたしますと、のところでございますように、まずはいわゆる200海里水域、排他的経済水域におきましては、その沿岸国が排他的な管轄権を持って生物資源を管理する、こういうのがまずございます。そして、その200海里から外れるいわゆる公海部分につきましては、従前は、ここにつきましては公海自由の原則に基づきまして各国が自由に競争していたわけですが、この海洋法の施行に伴いまし

て、こういったところにつきましてもその生物資源の適切な管理のために関係国が協力しなければいけない、こういうふうになったわけでございます。3点目といたしまして、特にまぐろやかつおのように広く回遊する魚種につきましてはさらに関係国の協力に対する要請を高めまして、国際機関を通じた協力を行う、こういうような趣旨が定められているわけでございます。

こういった基本的な考え方にのっとりまして3点目でございますように、我が国の場合は、まずは、我が国の周辺海域におきましては、中国、韓国、ロシア等々とバイの漁業関係を構築いたしまして、適切な資源管理を行っておりますし、それからマルチの枠組みの中におきましては公海部分、さらには外国の経済的排他水域にわたった国際的な漁業関係の取組みを行っております。また、こういった我が国の取組みをサポートする上で海外漁業協力というツールも適切に使って対応している。こういうような状況でございます。

2ページに参ります。ここは「我が国に係る国際的な資源管理」ということで、まず日中韓三国の排他的経済水域の状況につきまして簡単に御説明申し上げます。

まず、先ほども御説明申し上げましたように、我が国の周辺の日本海、東シナ海、黄海は、世界三大漁場の1つでございます。古くからこういった三国の漁船が共通の漁場、漁業資源を求めて操業してきた、こういうわけでございます。海洋法の施行等々に伴い、我が国はこれらの両国との間でバイの協定を日中の場合には2000年に新しい協定を結び、日韓の場合は99年に新しい協定を結び、基本的には同じようなフレームワークで漁業管理をしている状況でございます。

そのアにございますように、まずは相互の200海里水域につきましては沿岸国主義に立ちまして、相互入会の措置を定めるというようなことでございます。日中、日韓、それぞれの共同委員会の勧告というものがございますので、これを尊重し、それぞれの資源状況を考慮いたしまして、相手国漁船に対する漁獲割当、その他の操業条件を定める。さらには相手国漁船に対する許可、取締り、こういったことも沿岸国が実施する、こういうことをしているわけでございます。

それから、御承知のとおり日中、日韓、いずれの場合も領土問題等、様々なデリケートな問題がございますので、こういった場合につきましては暫定水域を設定いたしまして、それぞれの漁船の旗国、日本漁船に対しては日本が、韓国漁船に対しては韓国が、中国漁船に対しては中国がそれぞれ管理をしているわけでございます。

右側の地図にございますように、例えば、日韓の間では竹島問題の関係で北部に日韓暫定水域というのがございますし、南部の方にも一部基線、スタートライン、領海なり200海里水域を設定する際のベースラインの関係でまだ疑義があるようなところがございまして三角形の形の暫定水域がございます。それから日中の関係ですと平行四辺形のような形に日中暫定水域、あるいは中間水域が設定されております。

3ページ目に参りまして、日口の関係の資源管理でございますが、日口の場合は日ソの地先漁業協定、それから日ソ漁業協力協定、北方四島関係の協定、この3つの協定に基づきまして漁業管理が行われております。基本的には、 にございますように、日ソの地先の漁業協定がお互いの200海里水域内に入る漁船の隻数、漁獲量等々を規定している取り決めでございます。それから2点目の日ソ漁業協力協定というのはいわゆる日ソサケ・マス協定でございます。このサケ・マス資源につきましては海洋法の中で母川国主義、母

なる川、それぞれサケが遡る川を持っている国が管轄権、権限を持っているというような考え方に立ちまして管理をしているわけでございまして、我が国漁船がロシア系のサケ・マスを獲得する場合には我が国とロシアが話し合いを行いまして、ロシア系サケ・マスの漁獲量を決定している、こういったことございまして、それに伴って必要な資源管理に対する協力も日本として行っている状況でございます。それから3点目の北方四島でございますけれども、これは領土問題の関係等々がございまして、我が国漁船がロシアに拿捕されるケースが頻発いたしましたもので、そういった中で我が国の漁船の安定的、安全な操業を確保するためにこういった取り決めを結んでいる状況でございます。

4ページに参ります。これは公海域を含むまぐろ資源の適切な管理ということでございまして、高度回遊性魚種であるまぐろにつきましては、海洋法の考え方にとりまして、国際機関を通じて協力しているということでございます。右側の地図にございますように、まぐろの関係では世界に5つの漁業管理機関がございまして、太平洋の中部、それから西部をカバーしておりますのがWCPO、中西部太平洋のまぐろ類委員会でございます。それから、太平洋東部をカバーするのがIATTCでございまして、大西洋はICCATと申しておりますけれども、大西洋のまぐろ類委員会がございまして、インド洋にはIOTC、それから、海域ではなくて、魚種に着目いたしまして、みなみまぐろ、あるいはインドまぐろとか言っておりますけれども、このまぐろをカバーする国際組織としてCCSBT、こういう5つの機関がございまして、特に、にございまして、中西部のまぐろ類条約につきましては2004年に発効いたしまして、全世界をカバーするまぐろ類の地域漁業管理機関がすべてできて、こういった機関のもとで科学的な根拠に基づいて漁獲量、漁獲努力量などの規制に基づきまして資源管理を行っている状況でございます。

これらの機関が今抱える問題というのがのところでございますように、漁船の船籍を地域漁業管理機関の非加盟国へ移したりする「便宜置籍」のような形を通じて規制措置を逃れるというようなIUU漁船の問題、これを廃絶するために様々な取組みを推進しているということでございまして、右側の欄にございますように、統計証明制度ということで、旗国に対して、このまぐろはどこの何という魚種でどこの水域でどれぐらい、いつ獲ったものか、こういったようなことを報告させるようなシステムをつくったり、3つ目の丸にありますように、正規船を登録させてポジティブリストに載っている船からしか買わない、こういったような取組みを通じて違法漁船の取締りを行う、こういったような努力を続けてきているところでございます。

5ページに参りまして鯨の関係でございますけれども、これも皆様御承知のとおり82年に商業捕鯨のモラトリアムという措置が決定されまして、我が国も87年度以降、商業捕鯨を中止しております。しかしながら、鯨類につきましても重要な食料資源であって、やはり科学的な根拠に基づいて持続的に利用するべきである。さらには食習慣、食文化についてはお互いに尊重する必要があるのではないかと、こういったような考え方に基づきまして商業捕鯨の再開を粘り強く働きかけている、こういったような状況でございます。我が国はこの関係でIWC条約の8条に基づきまして調査捕鯨を南極海と北西太平洋で行っております。

続きまして、6ページに参ります。こういった我が国の水産外交をサポートするという事で海外漁業協力も展開しております、私どもの関係では水産無償資金、ODAの中

の水産関係の資金ということで予算的には17年度で56億円、実施国数では、16年になりますけれども、9カ国を対象にこういった援助行政も行っております。こういった無償資金協力の実施に当たりましては、我が国の水産外交の基本理念に賛同する国を対象にする、こういうようなことで国際的な適切な資源管理を進めるという考え方を推進しております。

2番目にございますように、まぐろ類の延縄漁業において混獲が問題になっております。こういったものに対しましても地域漁業管理機関が様々な対応をしておりますので、こういった取組みを支援するために、財団法人海外漁業協力財団による漁業協力事業などを実施しております。右側に例を挙げておきましたけれども、例えば海亀を混獲する、こういう問題がありますので、海亀が引っかけにくい、あるいは引っかけても外しやすいようなサークルフックという特殊な釣り針を開発普及するとか、あるいはシンポジウムを行う、こういった取組みを実施しているところでございます。

7ページにまいりまして「今後の課題」でございますけれども、まず日中韓、3国の関係につきましても、EEZにおける魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を今後さらに推進していきたいと私も考えておりました。日韓の関係では2005年の漁期から魚種別、漁業種類別に捕獲割当制度を導入しております。韓国漁船の操業条件については我が国EEZにおける魚種ごとの資源状況を考慮いたしまして、こういった割当制度、隻数を決定するというところで、今後ともこういった取組みを進めてまいりたいと考えております。

それから、中国の関係でございますけれども、中国の関係では現在、底曳き網漁業といか釣り漁業のみが操業する、こういうような状況でございます。さらには2007年までに日本と中国の操業隻数も等しくしようという考え方になっております。右側の表に日韓、日中について、それぞれ割当量・総隻数が書いてございますけれども、日韓の関係では私も等量、等隻、漁獲量も隻数もそろえる、こういうような考え方で現在のところまで来ておりました。中国につきましても現在のところ、量についてはそろっておりますので、今後は、隻数についてもそろえることを考えております。それから、今後につきましてはその漁業種類別の漁獲割当量、許可隻数について資源状況を反映させて管理していきたいといった考え方に立っております。

8ページに参ります。日中韓の関係では暫定水域ということで、旗国主義に基づいてやっているところがございまして、こういった水域につきましてもそれぞれの状況を踏まえつつ、日中、日韓、それぞれの漁業共同委員会等々での協議を通じまして適切な資源管理をするということで、例えば日中の暫定水域につきましても、そこにございますように当該水域において操業する漁船の隻数を抑制する、あるいは漁獲量の上限努力目標を設定するというような取組みを2002年に導入しておりますし、本年度の交渉におきましてはここに入漁する中国漁船の隻数を約5%削減する、こういうようなことも行っております。来年以降はさらに資源管理措置について協議を行う、こういった取組みを進めております。それから韓国のございますけれども、双方の関心魚種を対象とした資源管理につきましても、水産資源協議を昨年から行っております。今後とも行っていきたいと考えております。

それから下のパラグラフにございますように、資源管理問題ということでは直接は関係ございせんけれども、昨年来、大型クラゲの問題が非常に大きな問題となっております。

て、こういった大型クラゲ問題につきましても単に日本だけの取組みではなかなか解決が図れないということで、日中韓、三国共同で調査等を行いまして、原因の解明、さらには対策の推進を行っていきたいと考えているところでございます。

9ページに参ります。まぐろの関係でございますけれども、先ほど御紹介いたしました中西部太平洋のまぐろ条約、WCPFC条約でございますけれども、ここが我が国のかつお・まぐろ漁業生産の8割をカバーする水域条約でございますまして、我が国も昨年加盟しております。今後、この中西部太平洋に関してこれから保存管理措置が定められていくということでございますので、まずはこの中で我が国の漁業の操業の確保しながら、適切な資源管理を推進することが大きな課題であると考えております。

それから にごございますように、世界に5つある漁業管理機関の連携を一層強化していくという必要があると考えておりまして、IUU漁船が海域を移動してしまう、例えば、ある特定の水域で過剰漁獲能力があるということで規制をしてもほかの水域に行ってしまう、それがまたそこに圧力をかける、こういうような問題がございますので、そういった海域移動の問題などにつきまして、それぞれの漁業管理機関単独では解決ができないということでございますので、各機関の連携を強化する、こういうようなことを進めていきたいというふうに考えておりまして、実はこのすべての地域漁業管理機関に加盟しているのは日本でございますので、まず日本が声をかけて、来年1月にはこういった漁業管理機関の合同の会議を開催して緊密な連携を図ろうと考えております。

10ページに参ります。まぐろ以外の公海域における資源管理ということでございまして、1点目といたしましては、国連公海漁業協定に加盟することにより、地域漁業管理機関の機能や旗国の義務のさらなる強化を図っていきたいと考えております。この条約のポイントは右側の欄の1番目の丸にございますが、地域漁業管理機関に加盟しない、あるいは同機関が定める措置を遵守しなかった場合には公海における操業を禁止する、これがポイントとなる条約でございますまして、UNIAに入った場合には個々の地域漁業管理機関に入っているかないかにかかわらず、こういった地域漁業管理機関の措置を守らなければいけない、こういうような趣旨になっておりますので、この条約に我が国も入りまして、一層リーダーシップを発揮していきたいと考えております。

それから2点目にごございますように、最近、国連等におきまして底曳き網漁業等が非常に環境破壊的であるというような環境団体からの意見も出ているようでございますので、こういった動向なり、あるいは海洋保護区の設定に関わる議論に対応いたしまして、公海域における我が国の漁業の安定的な継続を図るために適切な対応をする必要があると考えております。

以上のような状況を踏まえまして、まぐろ類以外の漁業資源に関しまして、我が国にとって重要性の高いものについて我が国漁業に与える影響を考えながら、公海域における国際的な資源管理を推進するために必要な枠組みづくりを検討する必要があると考えている次第でございます。

最後になりますが、海外漁業協力につきましても、このような国際的な水産業を巡る情勢に対応いたしまして、地域漁業管理機関など国際的な資源管理に資するものへと重点化させていくことが必要なのではないかと考えておりまして、具体的には水産無償資金協力、あるいは海外漁業協力財団が行う資金協力、技術援助等がございますけれども、こういっ

たものにつきましても、地域漁業管理機関等の国際機関が取り組んでいる科学的根拠に基づく資源評価、混獲問題への対応等々に資するような形での支援を強化していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

山下委員長 ありがとうございます。

### 3. 意見交換

山下委員長 それでは、今2時45分ですけれども、これまでの説明を受けまして、今後の資源管理に関する施策のあり方等について活発な意見交換というものをお願いしたいと思います。今、時間が2時45分ですので、予定の4時までということだと1時間ぐらいはございますので、どうぞ時間を気にせずにお話してください。

それでは、宮原委員、お願いします。

宮原委員 最初に我が国周辺水域の資源管理の御説明をいただいたので、まずそちらの方から意見と、それから質問を交えてお話をさせていただきたいと思います。

資源回復計画は我々漁業者サイドも行政と一体となって取り組んできておりまして、徐々にではございますが、成果が出ているわけで、今後ともこの資源回復計画につきましても期待をしているところでございます。ただ、この取り組みは一朝一夕に効果が出るというものではないわけでありまして、引き続きこの取り組みに努力していきたいというふうに思うわけではございますが、これに当たりましては、国や都道府県におかれては積極的な支援をお願いをしたいと思っております。

具体的な事例としてサワラをまずやったわけですけれども、サワラなどでは種苗放流というのが非常に効果がございます。行政におかれましては、これまで以上にここに書いてございます「資源の積極的培養」という難しい言葉が書いてございますが、このことにつきましてもさらなる御努力等もお願いをさせていただきたいと思っております。

また、魚種別の資源回復計画の作成は平成16年で終わったと、こういうことになっておりますが、現在、これまでにつくられた回復計画にのっとり実行している段階であるわけではございます。今後、新たな魚種を追加することについては柔軟な対応をしていただけないかというお願いでございます。資源の状況というのは常に一定ではないわけでありまして、現在は比較的良好であっても今後どのように変動するかというのは予測はなかなか難しいということでございまして、魚種について早急に回復計画が必要という場合には資源回復計画が実行できるようにしていただいた方がよいのではないかというふうに思うわけでありまして、この辺についてどのようなお考えがあるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それからちょっと要望になるわけではございますが、資源回復計画は漁業者とそれから都道府県と水産庁が一体となって進めているわけでありまして、水産庁には現在、各地に漁業調整事務所というものを置いて現場と密接な関わりを持ちながら御指導をいただいているわけではございますが、私の地元なのでございまして、伊勢湾でもこの資源回復計画が進められているわけではございますが、この東海地区については水産庁におかれましてはどちらで担当されているのか、また伊勢湾についてこういう調整事務所を設置するお考えは

ないのか、できればそのような方向で御検討いただきたい、このようにお願いを申し上げます。

とりあえず、また後ほど。

山下委員長 今、幾つか要望とおっしゃいましたけれども、質問のようなことがありましたので、それではお願いします。

五十嵐資源管理部長 お答えできることをお答えしたいと思います。

資源回復計画、16年度で当面、今問題があるだろうというものは一応全部リストアップしていただきまして、それについて肅々と計画をつくって実施していくという段取りになっております。したがって、これから状況が変化しなければこれでいいと思うのですが、恐らく変化するというケースもあり得るだろうと思いますので、今後の計画のあり方という中では御懸念のようなことも含めて検討していくということになるかと思えます。また、その場合のいろいろなメニュー的なものもこれまでの経緯、経験を踏まえてどういうものが必要なのか、足りないのかというのをお互いあわせて検証していきたいと思っております。

それから、最後の御要望の三重県はたしか本庁扱いでございますね。本庁扱いになっております。これはある意味で歴史のある話でございますが、直ちにそこにつくるということにはならないかと思えますけれども、いずれ水産庁につきましてもほかの漁調も含めた組織の見直しという問題を検討する時期もあるかと思えますので、そのような場合には大きな検討テーマということになるかと思っております。

武田管理課長 若干いいですか。

山下委員長 どうぞ。

武田管理課長 最後の本庁海域ですけれども、当面、資源管理推進室、水産庁8階の中で本庁海域の対応をこれまでよりもしっかりやっていく必要があるのではないかとということで、組織定員要求の中で資源管理計画官を来年度から置くことになりまして、これまで以上にできるだけ現場に密接に連携をとりながらやっていけるようにしていきたいと考えているところでございます。

山下委員長 よろしゅうございますか。

宮原委員 はい。

山下委員長 この件に関連してはいかがですか。

小野委員。

小野委員 資源回復計画で質問と意見があるのですが、この取組事例はサワラとズワイガニが取り上げられていますけれども、資源回復計画で数量的に言ったらサバが圧倒的です。サバは内容的にも、休漁措置に対して補助金を払うというような画期的な内容も織り込んでいるのですけれども、その資料というか内容を今でもいいですし、後でも資料をいただけないかなという点が1点。

それから資源回復計画というのは、これはいろいろな措置をやっていく中でそれに対して一定の補助金というか、財政投資をしていくというのが非常に大きな政策的な重点というか、意味合いになっていると思うのですが、そういう財政投資がどの程度行われていて、幾つか項目というかやり方があったと思うのですが、そういう中でどういう点が今後いけば問題になりそうなのか、あるいはどういう点にこれからポイントを置いていったらいい

のかというようなことを議論していったらいいのではないかと私は思うのですが、資源回復計画の中身を考えるのにですね。

武田管理課長 まず、マサバの関係ですけれども、マサバは太平洋系群の資源回復計画として現在取り組んでいるところでございますが、北部太平洋の大中型まき網漁業の休漁等に対する支援措置ということを中心に今取り組んでいるところでございますけれども、これまでの取り組みは未成魚をできるだけ取り残していこうという観点で、卓越年級群が発生したときにそれを取り残すということで、そういう体制をつくってきているところでございますけれども、今検討しているところの課題として、産卵場付近で漁獲する漁業ということで、北部太平洋だけではなくて、もう少し海域を広げて、産卵親魚の取り残しも念頭に置いた、そういった取り組みができないかとか、幾つかそういうことで今後の検討課題だというふうに思っております。具体的なサバの回復の数字等につきましては、また改めて資料等で委員の皆様へ、ほかのものを含めて提示できるものを整理してみたいというふうに思います。

それから補助金の関係ですけれども、今申し上げました例えば休漁支援事業なり、減船に対する支援とか、それから改良漁具の導入とか、そういったものに対する取り組みに対する支援、そういった積極的に漁業のあり方を改善していこうというものについてもモデル的なものを進めるということを今やっております。

今後の1つ懸念材料とするのは、これから三位一体改革の関係で交付金などもかなり削減という中で資源管理については国として推進すべきものだということで、引き続き国が補助をしていくというカテゴリーの中に入るというふうに思われるのですけれども、例えば先ほどちょっとありましたけれども、種苗放流の話とか、そういったものもどこまで国がということもあります。そういったところにつきましては、例えば豊かな海づくり協会ですか、そういったところを通じた助成の仕組みをつくるとか、そういったことも含めて考えなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

五十嵐資源管理部長 補足をさせていただきます。

小野先生がおっしゃった2つ目の方のことでございます。直接的なお答えにならないかもしれませんが、私も今後の資源回復計画のあり方として大体3つぐらいのパターンがあるのではないかとこのように思っております。1つはさっき宮原委員から出ましたけれども、一度病気が回復したけれども、また病気になってしまったというものをどうするのかということがございます。これも恐らくそのまま、一度やったからもうだめということにはなかなかならないのだろうと思います。そういうパターンが1つでございます。それから病気がなかなか治らない、すなわち資源回復の目標になかなか達成しないのだというパターンがあるかと思っております。この場合にはなぜ達しないのか、どこが足りないのかというのを考えていかないといけないということかと思っております。これが2つ目のパターン、それから3つ目のパターンとしましては、一応病気はよくなったのだけれども、そのままじゃあ何をしてもいいかということで、今までだとそうなのですが、今後はやはり予後観察を十分していかないといけないのではないかと。言うならば、緊急的な資源回復措置ではないけれども、割と平時の資源管理的な、資源管理をきちっと計画的にやっていくというものが何か必要なのではないかとこのように思っております。その3つぐらいのパターンを何か追求して

いくのかなということは今頭に置いているところでございます。

山下委員長 資源回復計画は基本計画の中でも大事な柱の1つですし……。

小野委員 ちょっとすみません。

山下委員長 はい。

小野委員 必ずしも資源回復計画のみならずなのですけれども、政策を推進するというのは、釈迦に説法ですけれども、当然背後に財政と言いますか、お金の問題があるわけですね。だから、こういう説明とか資料のときにそういう財政的な裏付けがどうなっているのか、例えばどういうところにどういうふうに支出しているのかという、そういう資料も提出していただけたら、それに基づいて議論した方が、実際にどういう施策を推進したらいいのかというのに議論がしやすいのではないかと私は思うのですけれども、これは別に資源回復計画に限りませんけれども、今後。

五十嵐資源管理部長 はい、できるだけそういうふういたします。

山下委員長 できるだけそうしていただくということですね。

よろしいですか。

小野委員 はい。

山下委員長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、今お三方、手が挙がりましたので、吉岡委員からお願いいたします。

吉岡特別委員 今ここで資源管理、あるいは資源回復計画ということで大変重要な案件が提示をされて議論されておるわけでございますが、私は前々からよく言う言葉の中で、現実問題、こうしたようなことは数字で挙がってくる、あるいはまた特定な魚種については十二分にやはり調査なり研究はなされておると思うのでございますが、少なくともこうして今挙がっております TAC の関係につきましてのそうした魚種についてはある程度生態調査等も進んでおるわけでございますが、現実問題、資源回復、あるいはまた管理しようと思えば、私どもはそれぞれの魚種の生態調査というのは全くなされていないではないか。じゃあ、どの漁場で、どの場所で産卵し、何を餌としてやっておるかというようなことすらも、我々が捕っております魚種すら全くわからないというのが現状であるわけでございます。

例えの例を申し上げます。今、ホタルイカだとか、あるいはハタハタがシーズンでございまして、従来、漁業者はハタハタの餌はホタルイカだとか言うのですね。一方のホタルイカを捕っている方々は、そんなことはないのだとか言います。そこらが本当にハタハタというものはホタルイカを主力として餌に食べているのか。じゃあそのホタルイカをもしストップすればハタハタがふえるのか。ハタハタはじゃあどの場所で産卵するのか。そういう、私は生態調査が全くおくれしておるのではないかと。それは各試験場等で調査船でやっていただいておりますけれども、そういうことがもし生態調査がはっきりするならば、私はやはり時期によっては禁止すべきものは禁止する、そうすれば資源の回復についても大幅に伸びてくると思うわけでございます。先ほども小野委員の方から財政投資という問題がございましたけれども、これははっきり申し上げまして我々のズワイの魚礁1つ取りましても国の直轄工事でやっていただきたいということで進みかける。しかし、どうしても、私は裏はよくわかりません、わかりませんけれども、各府県のエゴが出て、私の県になぜそんなもの、関係ない魚種を、そうしたものを入れなければならぬのかというふう

な府県のやはり、どう言いますか、嫌がらせがあって、どうしても本当のこの場所という魚礁の設置が難しいというのが今までの私は流れだと思えますし、私もその問題については随分と足を運びましたけれども、なかなか各府県のそうした問題が解決しない。こうしたものは本当に国として、資源回復計画を真剣に考えてそうしたものまで私は論じないと、ただ机上だけの議論に終わってしまうのではないのかなという思いがするわけですので、そこらについてわかる範囲で結構でございますので、国の考え方がこうした問題についてありましたらお願いしたいと思えます。

井貫増殖推進部長 資源調査におけます生態調査、これはやっていないわけではなくても例えばマアジの産卵の海域がある程度特定できたとか、先般はウナギの産卵場とか、それからマイワシの黒潮続流域との関係とか、相当成果は出ているのですが、まだまだわからないことがいっぱいありますし、特に資源相互間の関係とか海域のプランクトン量とそれぞれの魚種の関係とか、これからそういった複合的な関係をいかに解析していくかというのは非常に重要になってくると思えますので、これからできるだけの努力をしていかなければいけないと思っておりますし、資源調査の1つの大きな課題だということで、今もやっておりますし、これからも努力してやっていきたいというふうに思っております。

山下委員長 よろしいですか。

吉岡特別委員 はい。

山下委員長 どうぞ。

五十嵐資源管理部長 今、井貫部長からお話もありましたが、私の誤解であればあれなのですが、今、吉岡委員が御提案になったことが、例えば1つの資源回復計画を実施するための措置として別の漁業種類を例えば制限をする、規制をかけていくという手法は、これまでの私どもの資源回復計画のツールの中にないわけでございます。これはまた別の意味の調整問題を大きく発生させることになろうかと思えますので、その辺の科学的な実態をできるだけ把握してからということはもちろんでございますけれども、その行き着く先がそういうことということになりますとまた別の問題になってこようかなというふうに思いまして、今、大変心配なこととして受け止めさせていただきました。

山下委員長 平野委員、先ほど手が挙がっていたので。

平野特別委員 資源回復計画のことで、こういう資源管理のこの委員会では資源管理について一生懸命話し合っているわけですがけれども、加工・流通部門の話し合いでは、今度は未利用資源の有効活用とか言って、全く逆の話を多分されると思うのですね。そこら辺を、混獲物の有効利用というふうな話でなるのだと思うのですけれども、もうきれいな線引きをしていないと、どこまで混獲物か、体長何cmまでは、捕ってはしょうがないけれども、販売をしてはいけないよというふうな規制をきれいに立てないと、混獲物の有効利用として小さい魚を利用することに対しても助成金とか国の補助とか、そういう政策をされてはちょっと困るなと現場サイドからは思うのですね。

それと、一番最後のページで、アジとかサバの体重別の価格差があるのですけれども、魚種を指定して言うてはよくないのかもしれないのですけれども、まき網の畜養施設ですか、そこら辺にかなりの助成を水産庁として出していらっしゃるようなのですけれども、そういうことをされたら一本釣りの漁業者とか、小さい人の首を絞めているような施策なのですね、現場から言ったら。だから、そこら辺をどう考えていらっしゃるのか、ちょっ

と聞きたいなと思います。

五十嵐資源管理部長 前段についてお答えしたいと思います。混獲を、ちょっと私の聞き違いがあったら恐縮でございますが、小さいものまで捕るという方向で、例えば網目の話とかをしているものがございますが、むしろ逆でございます、網目はできるだけ大きくして小型魚を逃がしていこうと、そういう中に水産庁からの、あるいは都道府県の助成金、支援も合わせていくということで、そういう措置に全体として協力していただくことが全体の資源管理につながるという前提で物を考えているわけでございます。ただ、どうしてもなお捕れてしまったものをいかに有効に、あるいは漁業者の方に最大の経済メリットが出るように活用するかというのはまた別の問題として考えなければいけないだろうということで、今シーズンの審議会において何度もこの話が取り上げられてきたところでございますが、そういう説明を私どもとしては繰り返しさせてきていただいているところでございます。

福島委員 もう一つ、ちょっと関連がありますので。

山下委員長 はい。

福島委員 今の議論を聞いていますと、私はまき網漁業者ですけれども、国から全部補償をもらっているように聞こえますけれども、漁業者が6割出しているのですよ、2/3。残りが国なのです。実は建前は、これは一昨年なのですが、国が1/3、都道府県が1/3、皆さん方、漁業者が1/3、こうすることでスタートしたのですが、先ほどの財政の困難とかいろいろなものがありまして、国だけに留まりまして、残りの都道府県部分を今我々漁業者が負担して実行している。しかも、私たちの海域は北太平洋に面してまして、サバというのは日本国中どこでも捕れる。それに対して北太平洋の漁業者だけが、しかも定置網とか、あるいはサバを漁獲するそのほかの漁法の漁業者はだれもやっておりません。そういう中でまき網漁業者だけが今までやったことのないそういう方法を取り入れて、身銭を切ってやっているわけですから、何か聞いていますと国だけがまき網漁業者について負担しているというふうに聞こえるのですが、そうではないということをもまず御理解いただきたいということです。

以上です。

井貫増殖推進部長 いいですか。

山下委員長 どうぞ。

井貫増殖推進部長 先ほどの混獲の問題、前回の委員会で長崎のコダイの利用の話が出たと思います。多分、あれはマダイではなくて、チダイからレンコダイ、若狭のコダイというのがありますね。あれのたぐいだとは私は理解しているのですが、その辺また確認して御説明いたします。

それから、いろいろな漁業種類、それぞれいろいろと頑張っているところにできるだけ補助をして、同じ魚を獲った魚をいかに高く売るか、それから価値のある魚をそのまま消費者にどう届けるかということいろいろな努力がされておりまして、それを隣でやったらからと言って、ほかの漁業種類が果たして被害を受けるかというのは、その辺はできるだけそういう問題がないところを選んでやっておりますので、最終的には市場競合というのはあるかもしれませんが、それは一本釣りの漁場とまき網の漁場が違うとか、当然、漁場が違えば魚の味も違う、そういったところのお互いのPRのし合いというのはあると思

いますけれども、その辺はできるだけトラブルのないようにやっているつもりでございますので、御理解願いたいと思います。

山下委員長 よろしゅうございますか。

平野特別委員 はい。

山下委員長 それでは、玉田委員、お願いします。

玉田特別委員 幾つか質問があります。まず1点は、資源管理の計画というのは当然ですけれども、需給率の目標ということとリンクしていると思うのですけれども、ここに挙がった魚種は重要な魚種で管理対象になっていると思うのですけれども、これらの魚種のいわゆる利用されている水産物ですか、それとの関係ということで量というところの位置付け、それから額というところの位置付けがわかりましたら教えていただきたいということと、それから資源回復計画の中でもっぱら減耗というのですか、人為的な減耗の中でほとんど生産者に絞った話がなされたのですけれども、全体の資源の人為的な減耗というのですか、そういうことについて、減耗ということで何らかの調査をされているのかどうか。と言いますのは、企画部会でも問題になりましたように、産業の立場からしましたら、非常に魚価は低迷しているということで、それが問題の根幹にあるぐらいの気持ちが強いですね。そういう中で、資源として重要だということと、実際に魚価を回復するために重要な魚種というのですか、現場に近いところの感覚では微妙な違いがありまして、多様性を求めるようなところがどちらかと言ったら割と重要な意識があって、生産者、漁業者以外で起こっている人為的な減耗というのが恐らくこれから先、何らかの形でどうすべきかという話が出てくると思うのですけれども、それに向けての何らかのデータの収集なりされているのであれば教えていただきたいということをお願いします。

山下委員長 お願いします。

井貫増殖推進部長 それでは、まず減耗の関係ですけれども、配付しております「我が国周辺水域の資源評価」という薄い方の冊子がありますけれども、その例えば4ページを見ていただければ、マイワシの太平洋系群の資源量とそれに対する漁獲割合という赤い白抜きの丸が4ページの右の上の方に出ておると思いますが、この漁獲割合というところがいわゆる漁獲減耗の部分がどれぐらい資源量に対して比率を占めているかというものを、TAC魚種についてはわかる範囲でデータを取ってこういう形で公表もしているという状況ですので、御参考にさせていただければと思います。

それから、魚種別の利用なり額の位置付けというのはまた別途資料をまとめて出させていただくしかないと思いますが。

山下委員長 先ほど人為的な減耗とおっしゃったのは、例えば環境破壊等によって資源が減るとか、そういうような意味でおっしゃったのではないのですか。

玉田特別委員 例えば、釣りとかいった形で遊漁の影響も結構あると思いますし、割と沿岸部で起こっている、例えばどの程度の影響があるかわからないですけれども、例えば温排水ですか、そういったものの影響とかいうものは沿岸部では割と影響があると思うのですね。そのあたりで生産者による漁獲というのは割と話が進んでいると思うのですけれども、それ以外のところということから先どうなるのかということの資料として何らかの収集はされているかどうかということを知りたくて質問させていただきました。

井貫増殖推進部長 その辺が一番抜けていると言いますか、これまで数字としてデータ収集につながっていないというのが現状でございます。例えば有明海で魚なり貝の漁獲が減っているというときに、それが果たしてどういう原因なのかというのはいまだに結論が出ておりませんし、その要素をどういうふうに見ればいいのかという手法すらできていない部分が非常に多ございまして、そこのところは多分、これから大きな課題として残ってくるのだらうというふうに思っております。

山下委員長 それでは、田谷委員。

田谷特別委員 私は北海道なのですけれども、要するに資源回復ということで、今、ニシンの資源回復が非常に顕著にあらわれているのです。おとしは今まで300トンから600トンというニシンが沿岸で、これは沿岸ですけれども、沿岸で完全に成熟したニシンのことを言っていますけれども、これが1,200トン、それが去年がまた300トンでことしがまたちょっと余りいい結果は出ていないのですけれども、その中で道の指導でもって日本海側の沿岸の石狩地区から留萌地区までなのですけれども、漁師間で2寸2分という大きな目を使って資源保護に、それは小さな漁師同士が皆さんで資源を継続しようということをやっているのですけれども、その一方、やはり稚内の利礼にある島の周辺は底曳きが引っ張ってしまうのですね。それで小さいニシンから根こそぎ引っ張ってしまうと、産卵するまで待つと資源的にはまだいいのだらうと思うのですけれども、おとしあたりから完全に、「群来(くき)」と言って海が白濁して産卵する状況が何十年ぶりに日本海に見えてきているのです。ですから、その資源を大事にしていきたいと思うのですけれども、底曳き、国の許可のものに対しては道は一言も口を出せない。しかし、零細の沿岸の刺し網の漁協にはきちっと編み目まで制限して今管理をしているのですけれども、1寸8分までやるともう少し漁は出てくると思うのですけれども、それはやはりそういうことでおとしは我慢していくということで協定をしたということなので、国の底曳きに対する規制と沿岸と道のものとの差が非常にギャップが、ハタハタもそうなのです。道の小型のハタハタにおいては何海里以上で、底曳きに関してはそのまた丘を引っ張れるのですね、125型は。その国と道の狭間で漁師は非常に困っていると思うので、もう少しその辺を、幾ら言っても道は国には全然言ってくれないみたいなので、その辺をどのように考えているのか。

五十嵐資源管理部長 いろいろ同様の話を伺うことがございます。ただ、私どもも資源という観点からすれば、大臣許可であっても知事許可であっても、やはり共通の認識を持っていただきたいなと思うところがございます。したがって、そういうお話が個々に聞こえてきました場合には、関係者、あるいは関係行政機関を含めてよく話をさせていただいて、何らかの間で落ち着くところ、合意できるところを見定めていただくというような、個別に斡旋というか、水産庁としてできることはさせていただいております。

また、組織といたしましては、広域漁業調整委員会が、あるいは場合によっては、北海道だと海区漁業調整委員会になるのでしょうか、ございますので、その場で議論を詰めていただいて、合意ができるのであれば、これは1つの調整委員会のルールとして打ち立てることができますので、そういう手続をとっていただくのも1案かというふうに考えております。

いずれにしても、個別の事案をいろいろお持ちであれば、御相談させていただきたいと思っております。

山下委員長 ほかにはいかがですか、では婁委員。

婁特別委員 今、資源回復計画によって資源というものをどうあれするかという話が中心だったと思いますが、1つお聞きしたいのは、資源回復計画そのものが例えばうまくいったのか、あるいはうまくいかなかったのかというときの評価というのは何かあるのかなということなのです。というのは、今まで例えば資源回復計画がうまくいったということで、サワラとかの例を挙げられておりました、見れば非常にうまくいったという感じを受けるのですが、ただ、先ほどの部長の話の中で、パターンとして3つある。うまくいったのといってただめになったのと、なかなかうまくいかないというもの。76魚種これから計画されておりますけれども、どのパターンが多いのかというときに、さとうまくいかなかった場合がもしかしたら多いかもしれないですね、漁獲量ということからすると。そうすると、では計画そのものが失敗したのかというふうになってしまいますね。もしそうならばちょっと短絡的過ぎるような気もしないわけではなくて、したがって、計画そのものがうまくいったかいかないかというような評価の視点も必要ではないか。

例えば、コンプライアンスが守られているか守られていないかとか、私は例えば100%守られているような計画は結果として回復しなかったけれども、だけれども、やはり皆さん頑張って努力したので、それなりの評価を与えていいではないかとか、そういうような視点もあっていいのではないかという気がします。資源管理というのは当然人の管理の側面が多いわけですから、そういった管理の人、組織、そういった遵守率の問題とか、そういうようなところもぜひいろいろ考えていただきたいなという気がいたします。これが1つ。

もう一つは、仮にうまくいったというパターンの後の問題ですね。それはやはり、私はどちらかという資源管理型漁業に非常にすばらしいものを感じて、そういうところもぜひ何か、昔の政策でもういいやという感じではなくて、資源管理型漁業というものを非常に再位置付けする必要があるのではないかというのが感想です。と言うのは、今、日本発のコミュニティ・ベース・アプローチなどというのは世界で大はやりで、皆さん、資源管理型漁業の1つの管理モデルにしている。本家本元の日本ではそれを余りやらないというのも何となくちょっとどうかなという感じがします。それは回復した魚種の管理について非常に有効ではないかなと思っております。

以上です。

山下委員長 御意見ですが、何かお答えはありますか。

武田管理課長 まず1点目の評価の難しさということでございまして、そこは我々も非常に意識しているところございまして、資源回復計画の目標年度は平成23年度までになっているわけですが、それを待たずに途中の段階でやはり具体的にどこまで効果が出ているのかというところの検証なり、それを踏まえた取り組み内容の見直しというのは重要だというふうに考えております。先生の御指摘にあったコンプライアンスの観点というのは、1つの貴重な御意見として参考にさせていただければというふうに思っております。

それから、資源管理型漁業の取り組みをしっかりと位置付ける必要があるのではないかという御指摘ですが、これは当然のことございまして、資源管理型漁業と資源回復計画というところで、資源回復計画の中には資源管理型漁業で行っている実質的な取り

組みの要素というのは非常に重要だということでやっておりまして、特に広域魚種の資源回復計画についてはより広いエリアの、それぞれの各地の資源管理型漁業をつないでいて広いエリアでやっていくというそういう視点もございますので、また先ほどお話のありました種苗放流なり漁場造成といったそういったところを総合的に組み合わせているという点が資源回復計画の特徴ということでございますので、決して資源管理型漁業を位置付けていないということは申し上げておきたいと思えます。

山下委員長 よろしいですか。

婁特別委員 はい。

山下委員長 先ほど宮原委員から手が挙がっておりまして、小野委員と入江委員が手を挙げていただいているのですけれども、宮原委員の後、すみません、まず初回ですので、入江委員の方に順番を先に。

宮原委員 どうぞ先で。

入江特別委員 我々の市場というのは西日本まき網の生産者がつくり上げた市場なものですから、まき網で捕ったアジ、サバを有効利用して首都圏に出荷するというスタイルをとっているのですけれども、先ほど言われたようにサバの事例が最後の方に出ていますけれども、我々の取り組みとして10年ぐらい前にサバを沖合で捕って活魚運搬船に積み込んで、それで養殖場まで運んで、そのサバというのは300g以下のサバをまず漁場まで運んで、短期畜養型で畜養しながら500～600gのサイズに立ち上げまして、それを出荷するというスタイルを10年ぐらい前に立ち上げたのですね。このスタイルが現在もうかなり全国的に普及しまして、サバとしては、これは非常に軌道に乗っています。キロ・1000円を下ることはまずありません、活魚として。こういった漁業形態を漁業者として努力してやっているのですけれども、ここら辺の資源の有効利用としてはサバは非常に有効的な利用をさせているのではないかと私としては思っていますけれども、今後の取り組みとして、こういったサバの事例があるように、今後の取り組みをほかの魚種でもやっていったらどうかというのが私の感じた意見なのですけれども、これは水産庁の方としてはこういった取り組みをされるのか、ちょっと御意見を聞かせていただきたいと思えます。

五十嵐資源管理部長 まさに現場におられる方が自発的にお考えになって組み立てられた仕組みだということで、それが広く普及しつつあるということだと思えます。こういうようなものにつきましては、これまでもそうでございますし、今後も水産庁として必要な施設整備等の支援を行っていくということかと思えます。

ただ、これと今までの私どもが手がけてきております資源回復計画のようなものとは少し色合いが違うかなと。やはり漁船漁業をやる中で資源回復計画をどうするかというのがこれまでの流れでございますので、今、入江委員から御提案のあったものをどのようにその中に組み込んでいくかというのはこれから勉強させていただきたいと思えます。

山下委員長 よろしいですか。

入江特別委員 はい。

山下委員長 それでは、次に宮原委員、どうぞ。

宮原委員 先ほど田谷委員の方から大臣許可と知事許可の問題が出ましたので、それからこの資料の一番最後のところに6ページの(3)で「資源水準に即した漁船漁業の構造改革の推進」ということが書いてございますので、これについて私の考え方を申し上げた

いと思います。

資源の持続的利用ということが水産基本法の理念であるわけでございますけれども、一斉更新が来年の8月にあるということで、前は平成14年でございますが、この一斉更新の処理方針の検討に当たりまして、私も委員として参加をさせていただいた記憶がございます。その基本方針の中で「資源水準に見合った生産活動が秩序ある形で行える生産体制の確立に向け、各般の取り組みを行っていく」という文言がこの取り組み方針の中にあるわけでございます。私どもといたしましても、生産者グループといたしましても、この実現を何よりも重要な課題として考えていたわけございまして、2年ほど前の3月に「漁業・漁村の活性化に向けた政策提言」というものをJFグループとして出させていただいた経緯がございます。現状の生産構造を見ますと、我が国の資源状況に合った状況になっているのか、見合ったものになっているのかどうかということをもまず水産庁におかれまして、国におかれまして検証していただきまして、望ましいあり方というか、姿というものを、グランドデザインと言いますか、生産構造展望と言いますか、そういった形で示していただきまして、各般の取り組みをし、この水準に見合った構造改革というものを進めていただきたいというふうに考えているわけございまして、資源の持続的利用を確保するというので、安定供給体制を構築していくということにつながるのではないかというふうに考えているわけでございます。

そういった形の中でこの基本計画の見直しをしているわけでございますが、まず来年の一斉更新につきまして、国としてどのような方針を今の段階で持っておられるのかお示しをいただければありがたいと思うわけでございます。質問でございます。

五十嵐資源管理部長 一斉更新につきましてはこれから私どもも十分勉強いたしますし、また漁業者の方、あるいはそのほかの方々の御意見も十分伺いながら方針を打ち立てていくことにいたしたいと思っております。また、この水産基本計画の見直しの中でいろいろ行われます御議論自体が一斉更新の方向性と非常に密接に関連しているわけでございますので、そういうものも十分承りながら一斉更新についての基本的な方針を打ち立てていくということになるかと思っております。ということで、今の段階ではそういうことで御理解いただきたいと思っております。

ただ、その前に宮原委員がおっしゃったことに若干あれなのでございまして、確かに今後のいろいろな社会情勢、経済情勢に見合った構造改革を漁業も進めていかなければいけないわけでございますけれども、これはやはり国だけで行うという性格のものではなからうというふうに思っております。もちろん、国としても最大限の努力、あるいは目に見える形の支援をいたしたいと思うわけでございます。そのためにこういう場があるわけございまして、ただ、それだけではなくても、やはり地方の行政機関、それから関係の団体の方、さらに一番大事なのは現場の漁業者の方はどういうふうにお考えになって、先ほど入江委員からいいアイデアのあれがございましたけれども、そういうことでどういう工夫をなさっていくのかということも大変大きな要素だと思っておりますので、そういうものを組み合わせながら、時代に合った構造を打ち立てていくということかと思っております。

山下委員長 よろしいですか。

宮原委員 はい。

山下委員長 それでは、小野委員、お願いします。

小野委員 1つはさっきの婁委員のお話に関係するのですけれども、日本のきょうは資源管理がテーマですから、大きく言って遠洋漁業については国際的な資源管理の枠組みでやっていると思うのですね。沖合漁業は TAC ですね、きょう説明がありました。それから沿岸が管理型だと思うのです。それで、きょう御説明があった TAE というのは沿岸と沖合に大きく言ってまたがってしまっていて、私が見るところ、沿岸に関係する場面が多いと思うのですが、大きく言ってそういうふうな形で管理体制というのはできていると思います。資源管理というのがテーマなわけですから、管理型の中間的な整理、あるいはまとめというようなことをどこかでやった方がいいのではないかとというのが私の提案もしくは意見なのですけれども。

あとついでに、次の4の「今後の課題と施策の展開方向」、これに関係することを言ってもよろしいですか、それとも……。

山下委員長 どうぞ。

小野委員 よろしいですか。

今後の課題ということで幾つか整理されているのですが、私、これについてちょっと意見があるので、(1)の「協定制度の活用」と書いてあります。私も全くそのとおりだと思うのですが、私、協定制度を幾つか見たことがあるのですけれども、もう少し内容を紹介していただいて、それからここに書いてあるように「需要動向に即した機動的な漁獲」、これに結びつくようなものというのは率直に言って少ないのではないかとと思うのですけれども、結びつき得るような可能性を持ったようなものもないわけでもないと思うのですね、少数ですけれども。そういうのを紹介していただいて、いわばそれをモデルにして推進するというようなことを考えてみたらどうかと私は思うのですけれども。

それから、さっきちょっと出ました価格差の例がここに挙がっています、アジ、サバ、イワシ。いわゆる小型漁獲の問題ですけれども、これは要するに TAC 魚種については別にアジ、サバに限らず私は非常に重要な問題だと思います。小型魚の漁獲をゼロにするというようなことは実際問題としてできませんし、それから非現実的でもあるのですが、もう少しこの問題については議論できるように、例えばいつか白書に載ったことがありますけれども、魚体別のウェートとか、そういうデータがありますよね、きっと。小型魚を何%捕っているとか、そういうものを紹介していただいて、もう少しこの問題については議論した方がいいのではないかと私は思います。

それから、3つ目は TAC と言いますか、特に TAC ですけれども、要するに資源管理というのはいわば始めてまだ10年になりません。これは始まったばかりなのですが、TAC 関連魚種については大体漁業種別漁協が管理主体になっていると思います。漁業種別漁協だけが悪いではありませんが、もともと日本のそういう組織というのは資源管理とかそういうことをやったことがないわけですね。それで急に始まったわけですから、やれと言ってもなかなか難しいのはある意味で当然でして、私が思うに、水産庁としてと言いますか、水産政策として、そういう管理主体を育てていくというか、てこ入れしていくということを考える必要があると私は思うのです。そうしないと、水産庁が全部管理するというわけにはいかないのですから、管理主体が育たないと資源管理というのはできないと思うのです。それは今までの経緯で大体、全漁連もある意味で含めてもいいのですが、そういう漁政団体と言いますか、関連団体が受け持っているわけですね。今までそういうことを

やったことはないわけですから、今まで大体、そう言うては申しわけないですが、漁政団体として水産庁とのつなぎ役というか、そういう役割をほとんどやっておられたわけですね。これから主体的に資源管理、漁業管理をやっていかなければいけないわけですから、そういうノーハウというのを管理団体として身につけていく必要があるので、そういう方に政策誘導して行って、管理主体をいわばプッシュしていくというか、育てていくことをぜひ考えていただきたいと私は思います。そうしないと、なかなかこういうことはできないと思うのですけれども。

五十嵐資源管理部長 ありがとうございます。今、小野委員から2つですか、漁獲の平準化、需要動向に即した機動的な漁獲の例という話と、それから魚体別のデータの話、そのほかにも幾つか資料の御要求がその前にあったと思いますが、これは座長にお許しをいただけるのであれば、次回のこの資源管理小委員会の場で、ちょっとテーマはずれるかもしれませんが、資料としてはお出しさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

山下委員長 はい。

五十嵐資源管理部長 それから、今の官ではない管理主体を育てるという御提言、非常に魅力的な御提言でございます。私どものこの展開方向に欠けている部分でございますので、ぜひ入れさせていただきたいと思っております。

山下委員長 回復計画についてずっと話が長く進んでしまったのですけれども、時間的に言うと資料5の国際的な資源管理についても少し触れていただきたいという気持ちもあります。

それから、あとまた発言をされていない方がお二方ほどおいでになると思しますので、優先順位としては高いということをお踏まえておいてください。

吉岡委員、どうぞ。

吉岡特別委員 先ほど小野委員の方から、特に最後に管理制度という問題をとらえておられたわけですが、私どもは、やはり官より民の方がという気持ちがあるかもしれませんが、漁業者というのはやはり官に弱いのですね、正直申し上げて。その一番いい例が私はズワイだと思っております。ズワイの場合は民間でほとんど徹頭徹尾徹底して行っておりますけれども、特に今年の場合におきましても匹数をすべて決めて、水産庁の方からも監視に来ていただいて、今年ほど守られたことはなかったのではないのかと思います。それがまた資源回復計画にも大きく影響を及ぼしておるわけでございますので、決して民だけで私はできるものではない、やはり官にかんでもらわないとそうしたものはスムーズに行かないのではないのかという思いがします。

それからもう一点、私はお願いしたいのですが、資源回復計画では魚種にもよりますけれども、漁船法の馬力というものが非常に大きく作用するのではないかなという思いがするわけでございますので、そうしたようなことを水産庁としてお考えになっていないのか、馬力は全く関係ないのかというような思いなのか、そうしたことも一度検討していただければありがたいと思います。やはり漁業によっては馬力によって、仮に底曳きなら底曳きを私はしておりますから、底曳きの例をとって言いますと、今、我々は95トン型については旧馬力で言ったら1,300しか使えないのですね。しかし、古い方々は、今は全部キ口数になっておりますからあれですが、1,800ぐらいつけておる方もあるわけですね。引っ

張る場合はやはり馬力の大きいものが勝つことは絶対に間違いないわけです。ですから、私は資源回復計画と馬力と大きな相関関係があるのではないかという思いがしますので、馬力のことをあえて言わせていただいております。

それからもう一点、今ちょっと委員長の方からございました、私ども西日本の関係で日韓を随分とかじっておりますのですが、少なくとも日本海の西部におきましては韓国、中国が資源に非常に大きな影響を及ぼしておるわけでございますし、幾ら政府間で話を一生懸命になって幹事長、努力をしていただいているわけでございますが、上ではスー・スー・まいこと行ったようなことになっておるようでございますけれども、実は末端では年々と悪質巧妙になっておるのも事実でございますし、我々も随分と苦労しておるわけでございますが、幸い、監視体制も随分と強硬な姿勢でもってやっていただいておりますので、漁具の撤収についてもやっていただいておりますので、多少は向こうの気持ちも変わったのではないかと思いますけれども、やはり越境漁具が相当数、私もおととい帰っていましたが、相当数持ち帰っております。そうしたことの中で手薄になったところにすぐやはり入ってくるという状況下でございますので、私は特に資源の問題は、ほかは知りませんが、西日本の海域におきましては、すべて日韓中という関係が出てまいることを強く打ち出しておいていただきたいと、このように御要望を申し上げておきます。

五十嵐資源管理部長 馬力につきましては研究させていただきます。

それから、取り締まりについて、これからはもちろんできるだけ、マンパワーの限界もございませぬけれども、漁期等を見極めながら集中的に、効率的に取り締まりができるよう心がけていきたいというふうに思っております。

山下委員長 野村委員、お願いします。

野村委員 今話が出ましたので私もあれなのですが、官と民の関係ですけれども、私も民だけでこういう漁業、農業もそうなのですが、すべて仕切れるとは思っていません。ただ、もう少し今の水産のいろいろな政策とか動向を見てみますと、余りにも官に頼り過ぎていないかなという、ちょっとそういう感じがします。官だけが幾ら頑張っても限界がありまして、やはり民の力というのを大いに使っていきながら、いかに国民にとっていい資源管理ができるか、いい漁業が提供できるかということを考えていくという意味では、小野先生が言われたように、より一層みずからの管理能力、あるいは管理システムというものを強めていく。それから官はそういうインフラとか監視機能というものを強めていく、こういう相互のいいところを生かしたいいい関係をつくっていくべきではないかなと。だから、今、課題は恐らく今回、民の力をどれだけ引き出していける、そういうシステムにしていくかということが課題になるかなという気がいたします。

それから、もう一つその際非常に重要なのは、後半の方の国際的な資源管理、すなわち水産外交ですね。こちらに本当に、これはもう民では難しい、民間外交というものもありますけれども、基本は国の対応としてきちんとやっていただかなければいけない。いろいろな外交問題に矛盾があるために正直者がばかを見るような状況もあるやに聞いておりますので、そういったところをきちんと対応できるようなシステムにすべきではないかというふうに思います。

質問ですが、この日中韓の暫定水域、中間水域でいろいろやろうということがここに書いてありますけれども、今、とりわけ日中ですね、この辺の境界線の問題はもめておりま

す。また、外交的にも非常に厳しい状況になっているし、また中国の資源に対する需要というか、欲求というのは非常に高いものがあるのですが、この辺の資源管理の推進というのが8ページ目に書いてあるのですが、もしわかるようでしたら、その辺の可能性というのですか、現状というのか、この辺をもう少し説明していただくとありがたいのですけれども。

五十嵐資源管理部長 それでは、今の御質問についてお答えいたしたいと思います。

韓国との間、それから中国との間、いわゆる暫定的な水域がございます。先ほど来申し上げておりますようにこれは旗国主義でございます、日本から許可を出して相手の国の漁船をコントロールするということができないわけでございます。しかしながら、また図面でごらんいただきますとわかりますから、カラーがかなり広い水域がこの暫定にかかっているわけでございます、このところを放置したのでは我が方のEEZ、排他的経済水域の資源にも悪影響を与えかねないという考え方で、できる限りのことをやろうというふうに今思っております。

野村委員の今の御質問でございますが、我々としては例えば日韓で言えば竹島の問題、それから日中で言えば尖閣とかあの辺の問題、これはやはり場所によりましてはかなり微妙な問題を生じてまいります。私どもの水産の話だけではこれは片付かない、真っ正面にそれにぶつかりますとまさにデッドロックになりますので、できるだけそういうものではない例えば水域なりやり方なりというものを工夫していく。言い換えますと、暫定的な水域は広いわけでございますので、それを一括で扱わずに少しきめ細かく見ていくことによって相手側の抵抗感の少ない部分から、できれば切り崩していきたいというのが私の今のところの考えでございます。具体的なアイデアはちょっとここで申し上げるわけにはいかないわけでございますが、基本的には一括で扱うとなかなか難しいけれども、そうではない部分もあるのではないかと、こういうことで、できるだけのことをやっていきたいということでございます。

山下委員長 よろしいですか。

野村委員 はい。

山下委員長 では、山口委員。

山口委員 国際の方ではないのですけれども、資料の4で取り組みを説明していただいたのですが、4ページのところで1つはちょっと教えていただきたかったのが、今後計画されているという包括的な資源回復計画というものの、これはどういう中身なのかというのをちょっと知りたかったということと、あといろいろな問題があると思うのですけれども、その資源回復計画がやはりたくさん計画があって、たくさんことがされているのですけれども、どの程度のことがかうまくいって、どういったことかうまくいっていないのかというようなことをやはりはっきりと示しておいた方がいいのではないかとということと、種苗放流のことで、今後も種苗放流をもとにかなりやっていくということだったのですけれども、その効果については一度検討されたことがあるというふうに伺ったのですが、効果、影響ですね。その種苗放流の影響、実際に天然の資源にどの程度の影響を及ぼしているのかとか、それからほかのところから持ってきた種苗を放流することに対して遺伝的な多様性を失うのではないかと、そういったことがあったと思うのですけれども、そういうことを検討された資料というのはあるのでしょうか。

武田管理課長 まず1点目の包括的資源回復計画ですけれども、17年度から取り組んでおりますけれども、定置網漁業とか底曳き網漁業はいろいろな魚が一度に複数の種類のもが入りますので、魚種別の管理というのはなかなか難しいということで、ある定置なり底曳きの一定の海域の資源水準全体の底上げを図ろうという考えで、例えば目標の立て方も魚種別ではないので、小型魚の比率を低くするとか、そういった目標の立て方で海域全体の資源水準を上げるという形で目標を設定して進めているところでございます。

それから、種苗放流の効果で、例えばサワラだと漁獲尾数の中の放流魚の割合、標識、耳石のところに子供のときに染色したものがどれだけ捕獲されたサワラの中にあるかというのを定期的に調査をしておるというふうに聞いておまして、その中で相当の率の放流したものの成魚が揚がっているということで、放流の効果としてはかなりの効果が上がっているというふうに聞いております。

それから、遺伝子的な部分の話がありましたけれども、よその海域から持ってきているということではなくて、その海域で漁業者の方が協力して産卵時期にサワラを捕りまして、これは時間をかけると受精の率が落ちるので、なかなか雌が揚がらないと聞いておりますが、雌が揚がったらすぐに受精をさせて、それで事業として育成して放流するというような仕組みでやっているというふうに聞いております。

山口委員 すみません、種苗放流の方はサワラのことではなくて、全体、今いろいろな魚でされていると思うのですけれども、実際に天然の魚を調査しているときにも、例えば私の地元で今調査をしているものだと、今まで見たこともなかったような魚が急にふえたりして、それを調べるときに温暖化のせいなのかどうなのか、何で急にこういう今まで見なかった魚が出てきたのかというときに、どうもかなり放流をしているらしいという話も聞いたりして、じゃあそれはどこで放流しているのだろうと調べたときにそういう資料がなかなか不透明な部分があって、一体どのぐらいの魚がどこでどういうふうに放流されているのかというの、実際に水産庁の方に問い合わせてもわからないというようなこともあったので、その辺を少なくとも把握をしておく必要もあるのではないかと思ったのですけれども。

井貫増殖推進部長 種類別にどれぐらい放流しているかというのは調査して統計を毎年つくっているのですけれども、ただどの場所という細かいデータまでは取りまとめているのですけれども、それで効果ですけれども、放流の効果把握するというのは栽培漁業の一番の重要テーマでありまして、これがないと金も取れない、今後の事業展開もしにくいということで、そこが今一番苦労しているところなのですけれども、そういうきちっとデータがとれて効果があった、もしくは効果がなかったという例は幾つかありますので、もしあれでしたら取りまとめてお示ししたいと思えます。

それから、遺伝的多様性の関係では、一応まだガイドラインなのですけれども、できるだけ地元の親魚でもって、しかも採卵するときには親を100匹以上とか、そういうことで遺伝子が偏らないようにしましょうということで今やっておりますけれども、その辺もどのぐらい数量的なガイドラインを示せばいいかということは長期的な研究課題になっております。

それから急に魚がふえるというのは、特に昨年、一昨年などはクラゲがいっぱい来たときにサワラがこれまでは余り捕れなかったのがいっぱいふえたという、そういう海流の変

動と言いますか、地球温暖化よりもむしろ暖かい海流がこれまで来なかったところに来るとか、それからそれまで水温が割と低めなところであれば暖かい魚は余り来なかったのに来たとか、そういう例の方が天然魚の場合は多いと思います。

山下委員長 よろしいですか。

山口委員 はい。

末永資源管理部審議官 資源管理の話、よろしいですか。

山下委員長 はい。

末永資源管理部審議官 審議官でございますけれども、野村委員から国際資源管理の関連で正直者がばかを見ないような対応をすべきだという話がございます、資料にも入っておりますけれども、1つは UNIA という協定、国連の公海漁業協定、10ページに入っておりますけれども、これが1つ、今、五十数カ国、世界で入っているのですけれども、我が国としてもこれに加盟しようという方向で今進んでおりまして、先ほど国際課長の方からもお話がありましたけれども、IUU 漁船、旗を外国に移して非加盟国のところに入って、非加盟ですと条約の規制がかかりませんので、そこを隠れ蓑に操業するというような船を、この協定が世界中に広がればそういうことができないということでもありますし、すでにもう資源の地域管理機関の中でこういう船の締め出しということで輸入統計証明制度ということで規制を守らない国からの輸入監視、我が国は世界でも有数の輸入国でもありますので、この点の監視をしてばかを見ないような対応をしているということでもございます。

それから、先ほど入江委員からサバの小型を畜養して、大きくして資源の有効利用にも活用しているという話がありまして、これ自体は創意工夫だと思うのですが、まぐろの世界ではこれが進み過ぎまして、小型のまぐろを畜養して大きくするという自体、これも1つの創意工夫なのですが、地中海あたりでは今まで大型魚を短期間畜養して日本に持ってくるというのが進んでいたのですが、今度は産卵前の小型までこれを捕って、それから捕った国が他の国に畜養を移して管理の目をくらませるというようなことがございますので、このところの監視を強めるというようなことで、こういうこと自体、畜養自体1つの工夫ではあるのですが、また新たな管理を逃れる制度、隠れ蓑というようなこともございます。そういう意味では、常に人間の行為でございますので、見守る側も人間でございますので、新たな問題が出ればまた新たに対応するということになるかと思えますし、先ほど吉岡委員から、隣国の漁船が漁具を日本の水域に設置しては違法操業するというようなこともあったのですが、これも本来、所有物がわからない中でなかなか回収できないのではないかとということであったのですが、私どももかつて200海里が始まったときに検察庁ともこれを相談をしまして、搜索差押え令状というものをとりまして、これを犯人は不詳であっても回収するというふうな措置をとる措置を強めたわけでございますので、今盛んに押収をするということで違反を基本的に根絶するというようなことで取り組んでおりますので、何せ人間の行為でございますけれども、新たな問題には新たに対応していくというようなことで、ばかを見ないような対応は引き続きやっていきたいと思っております。

山下委員長 ありがとうございます。

それでは、宮原委員から手が挙がっておりますので、1分以内でお願いできますか。

宮原委員 井貫部長から大型クラゲの話が出ましたのでちょっと要望したいのですけれども、8ページで中国なり韓国と連携して共同調査を推進するというふうに書いてございますけれども、発生源のところで撲滅するというふうなことまで踏み込んだ対策を講じていただきたい。資源管理にとりましてクラゲが一番、阻害要因として最大のものですので、ぜひとも発生源で絶っていただきたいというふうにお願い申し上げます。

山下委員長 ありがとうございます。

井貫増殖推進部長 ただ、中国が発生源という発言は少し控えておいてください。国際問題になりますので。(笑声)

山下委員長 この会議の冒頭では活発に議論をしてくださいとお願いしておいて、最後にはもうしゃべるなど申し上げるのは大変矛盾しているのですけれども、御協力くださってありがとうございます。

次回ですけれども、今度は3月の27日、養殖をテーマに会議が開催される予定になっております。それプラス、先ほど五十嵐部長からもおっしゃったように、きょうの宿題についても若干ペーパーや資料を出していただくということになっております。その後の日程についてはまだ調整中というか、委員の皆様方の日程をお伺いして4月以降については決めていきますけれども、それで今回のように活発な御議論をまた引き続きお願いしたいというふうに思っております。

時間になりましたので、これで閉会とさせていただきますと思います。

きょうはどうもありがとうございました。

4 . 閉 会